

登録条件

● 食品製造・販売企業の方（県内に本社又は支店等が所在する企業等に限る）

※①は必須、かつ②～④のいずれかに取り組んでいること。

必須

①成人の食塩摂取量の目標値の情報発信

（男性7.5g未満、女性6.5g未満：日本人の食事摂取基準2020版より）

いずれか一つに取り組む

②食品表示法に準じた栄養成分表示以外にも、食塩量が消費者に分かりやすい単位で、広く情報発信している。

- 例）・1食当たり（食品の1食当たり数量も示すこと）
・1個（1粒、1切れ）当たり
・大さじ1杯や小さじ1杯当たり など

③商品（自社商品含む）を活用したレシピ等で食塩相当量の情報発信

④その他、上記②・③以外で、県民が普段の生活の中で適正量の食塩を摂取することにつながるための取組で、県が認めるもの

- 例）・減塩商品の開発、減塩商品の利用促進、
・県事業への協力（啓発物の掲出等）

● 食品製造・販売企業以外

※①は必須、かつ②、③のいずれかに取り組んでいること。

必須

①成人の食塩摂取量の目標値の情報発信

（男性7.5g未満、女性6.5g未満：日本人の食事摂取基準2020版より）

どちらかに取り組む

②既存メニューや開発したレシピ等の食塩相当量の情報発信

③その他、各企業等の特色に応じ、県民が普段の生活の中で適正量の食塩を摂取することにつながるための取組で県が認めたもの。

- 例）・企業：適塩の工夫に関する情報発信、
・メディア：連載記事等、 教育機関：研究等
・行政：適塩の情報発信・健康教育、県事業への協力等